

**ブロフェジンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成28年10月12日～平成28年11月10日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. コメントの概要及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p><b>【意見1】</b> 字数制限のため 2分割して送付します。</p> <p>(意見1)            [意見] 現行残留基準で、TMDI の対ADI 比は、国民平均、幼少児、妊婦、高齢者とも 100%を超えており、基準の見直しを厚労省に申し入れるべきである。            [理由] 1、厚労省の下記資料では、TMDI が安全の目安とする ADI の 80%を超えている。  <a href="http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000116319">http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000116319</a>            2、感染症媒介蚊の幼虫対策の殺虫剤として、水道水源への投与もなされるのに、厚労省の摂取量には加算されていない。            3、評価書 p 85 の＜別紙 6：推定摂取量＞では、残留試験から得た基準より低い残留値を恣意的に採用して、摂取量が推定されたためか、対 ADI 比は、TMDI の場合より低い数値である。            高い残留基準を設定するのではなく、国民の安心のためには残留実態をもとに、基準を低値にすることを、厚労省に求め</p>	<p><b>【回答1】</b></p> <p>(意見1について)            食品安全委員会はリスク評価を行う機関であり、残留農薬基準値の設定は厚生労働省が行っています。            今回設定した一日摂取許容量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) に基づく適切なリスク管理が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保されると考えています。            別紙6の推定摂取量については、国際的にも用いられている長期食事摂取量の計算方法のうち、推定一日摂取量の考え方方に準拠して計算を行っています。推定一日摂取量の計算に当たっては、作物残留の中央値を用いることとされていることから、これに準拠し、作物残留試験における平均残留値のうち最高値を用いて計算しています。            ご指摘いただいた事項についてはリスク管理機関に関するものですので、厚生労働省に情報提供いたします。</p>

ているが受け容れられない。

(意見 2)

ARfD 0.5 mg/kg 体重は ADI に比べ、高すぎる。再考すべきである。

[理由] 動物試験で、自発運動低下や軽度歩行失調等などが認められるのに、発達神経毒性試験が行われていない。

(意見 2について)

食品安全委員会では、リスク管理機関である農林水産省が農薬登録申請時に求めている「農薬の登録申請に係る試験成績について（平成12年11月24日付け12農产第8147号農林水産省農産園芸局長通知）」に基づく試験成績を用いて、食品健康影響評価を行っていますが、現段階では農林水産省が求める試験成績の中に、発達神経毒性試験は含まれておりません。

なお、胎児又は児動物への影響については、発生毒性試験、繁殖試験等が実施されており、適切に評価されていると考えます。

※頂いたものをそのまま掲載しています。